

(仮称) 郡山市子どもに関する条例素案

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 子ども支援のための基本的な施策

第1節 子どもの育成のための支援（第9条・第10条）

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援（第11条—第16条）

第3節 子育て家庭への支援（第17条・第18条）

第4章 子どもを第一に考えるまちづくりの推進（第19条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める郡山市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを目的とする。

【解説】

- ・児童の権利に関する条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、1989年に国際連合で採択され、日本においては1994年に批准している。
- ・郡山市は、未来を担う子どもたちを第一に考え、子どもが生きいきと輝き、子育てを大切にする「子本主義」を市政の中心に掲げ、様々な施策に取り組んでいる。
- ・これらを踏まえ、本市の子どもへの支援に関して、①基本理念を定め、②子どもを取り巻く大人たちの責務を明確にし、③子どもへの支援施策を推進するための基本的事項を定めることで、「本市の将来を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる社会」、「自ら学び、考え、行動することで、地域社会の一員として自立することができる社会」の実現を目指します。

⇒条例の目的に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と入れることで、子どもの権利条約が大前提となることを明示する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住み、勤め、通学する者又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。

(4) 学校等関係者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の関係者をいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

【解説】

1 子ども

市内に住んでいる人、市内に勤めている人、市内の学校に通学している学生、市内の幼稚園や保育所に通っている、18歳未満の人をいう。

2 保護者

子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人、子どもを実際に監護している里親や児童養護施設の長などをいう。

3 市民等

市内に住んでいる人、市内に勤めている人、市内に通学している学生のほか、市内で様々な活動をしている個人又は法人、若しくは団体をいう。

4 学校等関係者

「児童福祉法に規定する児童福祉施設」とは、主に保育所や児童センターなど、「学校教育法に規定する学校」とは、主に幼稚園、小学校及び中学校など、「その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設」としては、主に認可外保育施設、放課後児童クラブ、学習塾などをいう。

また、設置者の公私は問わない。

5 事業者

市内で事業活動を行う個人又は法人、設立登記前の会社、法人格を有していない自治会、サークルなどの任意団体をいう。

⇒提言にある「家庭」と「地域」を削除（別途説明）。

（基本理念）

第3条 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

2 子どもへの支援は、障害等の有無にかかわらず、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。

4 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

【解説】

1 子どもが育つ環境の整備

- ・子どもは、その年齢や成長段階に応じて、学び方、遊び方などが変化していくことから、子どもへの支援は、成長段階を適切に見極めていくことが重要である。
- ・年齢や成長段階に応じて子どもが学びや遊びを通じて人との関わり方を覚え、人間性が豊かになることが、子どもが健やかに成長していくための第一歩になる。

- ・子どもを一人の権利の保持者として捉えて、意見を表明したり社会に参加できる環境が整えられ、子どもが主体的に活動することが、自立の第一歩となる。

2 人権の尊重

- ・「児童の権利に関する条約」では、いかなる種類の差別もなく子どもの権利が尊重される旨の規定があり、子どもが健やかに成長し自立していくためには、子どもの人権が尊重されることが重要である。
- ・子どもが、深刻な人権侵害である差別、虐待、体罰及びいじめなどにより、苦しむことなく生きていけるよう支援していかなければならない。

3 社会性、人間性の育成

- ・子どもの人権の尊重は、大人が子どもに対して行うだけではない。
- ・子ども自身が、自分の権利を自覚し、他者にも同じ権利があることを理解することで、思いやりの心を持つことができ、豊かな人間性が育まれていく。
- ・社会的なルールを身に付けることで、他者の権利も尊重できるようになり、自立した社会性のある大人へと成長していくことができる。

4 相互の連携協力

- ・子育ての基本は家庭にあるが、子どもは家庭の中だけで育つわけではない。
- ・子どもの健やかな成長のためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの特性を活かしながら連携し、地域社会全体で子育てを支援していくことが必要である。

⇒提言にある「子どもの主体性」を基本理念に盛り込むことで、子どもへの支援は子どもの主体性を尊重して実施されるようになる。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、子どもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

【解説】

- ・市は、子どもへの支援に対して部局横断的に取り組み、包括的に施策を実施することに努める。
- ・市は、条例の目的を達成するため、子ども・子育て支援に関する施策を推進できるよう必要な予算措置に努める。
- ・子どもは地域社会の一員であり、子どもに関わる全ての大人がそれぞれの立場から責務を果たせるよう市がサポートし、相互に協力・連携した効果的な子どもへの支援を展開する。

⇒提言のとおり。

提言の「地域における支援」では、民生委員等や自治会同士の連携について触れているが、この連携をサポートすることを市の責務として明示する。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

【解説】

- ・子どもは、保護者の愛情に包まれ、「心のふれあい」を実感することで、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感が生まれ、健やかに成長できる。
- ・保護者には、子どもにとって何が一番幸せかを常に考え、健やかに成長できるよう見守り、育てていくことが求められている。
- ・保護者は、家庭が、成長や人格形成など、子どもの育ちに大きな影響を与えるとともに、子どもにとって育ちの基盤となる居場所であることを自覚し、子どもが心身ともに豊かに、社会性を高めるために必要なルールを身に付けられ、自立した大人に成長できる環境を、周囲の協力を得ながら作っていく必要がある。

⇒提言のとおり。

提言にある「保護者」と「家庭」の責務を統合。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・少子化が進行する中、子どもの健やかな成長と自立には、保護者だけでなく、子どもを取り巻く大人たちの協力が必要となってきた。
- ・大人たちは、子育てを、家庭だけではなく地域全体の課題でもあると認識し、子どもが郡山の将来を担う自立した大人に成長できるよう、子どもへの支援に対して関心を持ち、理解を深めることが求められている。
- ・子どもが郡山の将来を担う自立した大人として成長していくためには、地域の大人たちの協力が必要不可欠である。

⇒提言にある「市民等」と「地域」の責務を統合。

(学校等関係者の責務)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、子どもが将来を自ら拓ける「生きる力」を身に付けることができるよう、子どもへの必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

【解説】

- ・学校等は、子どもが集団で、人との関わり方や子どもの成長・発達に応じた基礎学力などを身に付け、様々な活動をする場である。
- ・高度情報化社会を迎え、次代を担う子どもには、自ら率先して学び、考えること、情報を取捨選択すること、自分を表現していくことなど「主体的に活動する力」と、環境変化が激しい社会の中で生きていくための確かな学力、豊かな心、たくましい身体が調和した「生きる力」を身に付けることが求められており、そのためには、集団生活を送る現場においての支援と協力が必要不可欠である。
- ・子どもの心や体が守られ健やかに成長することは、子どもの基本的な権利である。
- ・差別、虐待、体罰、いじめ等は、子どもの成長・発達に大きな悪影響を及ぼす重大な人権侵害であることから、学校等関係者は、子どもにとって保護者の次に身近な存在として目を向け、これらの予防、早期発見など、子どもが安全に安心して学び、育つことができる環境を確保していく必要がある。

⇒提言よりも具体的に表現する。

提言の「教育の充実」の趣旨を学校等関係者の責務として盛り込む。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

【解説】

- ・近年、働き方の多様化とともに、女性の社会進出や共働き家庭が増加している。
- ・子どもが健やかに成長し自立していくためには、保護者との関わりが重要であり、保護者がその責務を果たせるよう、事業者が「仕事と生活の調和の実現（ワークライフ・バランス）」に率先して取り組むことが求められている。
- ・事業者が、結婚・出産した女性を継続雇用する制度の整備や、その制度を利用しやすい職場環境づくりの推進など、ワークライフ・バランスを率先して支援することで、子育て世代の安心感の醸成に大きくつながる。
- ・事業者は、社会に対する影響力が強いことから、ワークライフ・バランスを筆頭とした子どもの健やかな成長に積極的に関わっていくことで、社会全体での子育てに関する意識の向上にもつながる。

⇒提言のとおり。

第3章 子ども支援のための基本的な施策

第1節 子どもの育成のための支援

(子どもの育ちの支援)

第9条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立していくことにつながる施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・近年の情報通信技術の急速な発達により、子どもが暴力や性などに関する有害情報に触れる機会が増えているとともに、SNS上の誹謗中傷や個人情報の流出、さらには犯罪に巻き込まれるといったケースが生じている。
- ・通学路などにおける交通事故による子どもの被害も後を絶たない。
- ・本市においては、安全安心な地域づくり「セーフコミュニティ」に取り組んでおり、その中で、子どもの安全に関する様々な課題の解決に向けて検討している。
- ・市は、子どもが健やかに成長するために、通学路の安全整備といったハード、正しいSNSの使用方法や、インターネットの危険性の教育といったソフトの両面から総合的に課題を捉え、セーフコミュニティをはじめとした取組みにより、安全で安心な環境を整備していく。

⇒提言の「安全で安心な環境づくりに関する取組み」と同じ趣旨。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・子育ては、妊娠期、出産、乳児期、幼児期、就学期など、それぞれの時期によって問題や悩みが変化する。

- ・子どもに関する相談内容は多岐にわたることが想定され、福祉、保健、教育など専門的な相談窓口が必要である。
- ・市は、それぞれの問題や悩みに適切に対応することで、様々な子どもの発達の障害要因を防止できるよう、子どもに関する悩みの総合的な相談支援体制の構築に努める。
- ・子どもは、複数の悩みを抱えていたり、自身の悩みを整理できていない場合があることから、市は、複合的な悩みを一度に相談できる機会を確保することにより、子どもの不安を解消し、健やかな成長を促す。

⇒提言のとおり。

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援

(障害のある子どもへの支援)

第11条 市は、障害のある子どもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・障害のある子どもへの支援にあたっては、一人ひとりの障害の内容等を踏まえ、適切な対応が必要である。
- ・市は、障害のある子どもが適切な療育を受けて成長・自立し、社会参加するために必要な力を養うことができるよう、特別支援教育の充実など、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援に努める。
- ・講演会や相談会の開催など、市民等に障害のある子どもに対する正しい理解を深めてもらうような支援にも努める。

⇒提言の「援助を必要とする子どもへの支援」を細分化。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、子どもの虐待の予防及び早期発見その他子どもに対する虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対し、決して尊い命が奪われることがないように、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、子どもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

【解説】

- ・虐待は、著しい人権侵害であり、子どもの心身の成長に重大な影響を及ぼす。
- ・「児童虐待防止等に関する法律」第3条には「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と規定されているが、家庭内で子どもへのしつけの名のもとに行われる虐待が依然として後を絶たない。
- ・虐待は、家庭外では気付きにくい面もあることから、市は、子どもが虐待に苦しむことなく生きていけるよう、地域全体での見守り体制の強化など、虐待の予防と早期発見、虐待を受けている子ども等に対する支援に努める。

⇒提言の「援助を必要とする子どもへの支援」を細分化。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・いじめや体罰も、虐待同様、著しい人権侵害である。
- ・「いじめ防止対策推進法」第4条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されているが、情報通信技術の発達に伴うスマートフォンの普及もあり、インターネットやSNS上でのいじめが社会問題化している。

- ・「学校教育法」において、「体罰を加えることはできない。」と規定されているが、学校等における体罰に関する報道も後を絶たない。
- ・市は、子どもがいじめや体罰から守られるよう、関係機関と緊密に連携し、予防や早期発見などの支援に努める。

⇒提言の「援助を必要とする子どもへの支援」を細分化。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・不登校やひきこもりになる原因は個人によって様々である。
- ・市は、不登校やひきこもりの状態にある子どもが少しずつ学校に適應できるよう、個別の学習支援やスクールカウンセラーの配置などにより、子どもの話に耳を傾け、悩みを共有することで問題解決の糸口をつかみ、一人ひとりの原因にあったきめ細やかな支援に努める。

⇒提言の「援助を必要とする子どもへの支援」を細分化。

提言の「教育の充実」の一部もこの条文に含まれる。

(経済的に困難な事情にある家庭の子どもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育ったことによって子どもの将来が左右されることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・県が平成28年度に実施した「子どもの生活実態および子育てに関する実態調査」によると、自治体が行っている支援について「利用したことがない」と回答した方が半数を超えるなど、支援を必要としている家庭に行き届いていないことが判明した。
- ・近年、子どもの貧困が問題視されている。
- ・市は、明日の郡山を担う子どもが経済的な理由により、その将来を閉ざされることのないよう、教育の支援や経済的援助はもとより、支援を必要とする家庭にその支援が効果的に行き届く体制づくりなど、子どもが健やかに成長できる環境の整備に努める。

⇒提言の「援助を必要とする子どもへの支援」を細分化。

提言の「教育の充実」の一部もこの条文に含まれる。

(全ての子どもへの適切な支援)

第16条 市は、第11条から第15条までに定めるもののほか全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

【解説】

- ・子どもを取り巻く環境は日々変化しており、子どもに関する問題は多様化している。
- ・市は、近年クローズアップされている既存の問題に加え、以前は想定できなかった新たな問題に対しても適切に対応できるよう、全ての子どもの個々の状況に応じた幅広い支援に努める。

⇒新規。

上記以外の新たな問題が発生した場合、支援のもらえないようにこの条文でカバーする。

第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第17条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

【解説】

- ・少子化や核家族化の進行により、家庭関係や地域コミュニティが希薄化していると言われている。
- ・子育て世代は、子育てに関する悩みの相談や、安心して子どもを預け、面倒を見てもらえるような身近な援助者がいないと孤立しやすい状況に陥ってしまう。
- ・市は、一時的に子どもを預けることができるサービスの充実や子育て中の親同士の交流機会の確保により子育て世代の孤立化を防止するなど、様々な家庭状況に応じて保護者の不安を取り除くことで、子どもが安心して生活できるような支援に努める。

⇒提言の「援助を必要とする子どもへの支援」を細分化。

(切れ目のない子育て支援)

第18条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

- ・子育てにおいて、妊娠、出産、育児は切り離すことができない。その段階に応じて継続的かつ計画的に支援をし、子育てに関する不安を取り除くことで、児童虐待等が予防され、子どもが健やかに成長するための土台が形成されと考える。
- ・本市では、平成29年度から子育て世代を包括的に支援する「ニコニコサポート」を実施し、助産師等が個々の状況に応じた支援計画を策定し、従来から実施している支援を切れ目なく行き届くようサポートしている。
- ・市は、ニコニコサポートなどにより、妊産婦の状況把握や母子保健の相談体制の充実、育児サービスの情報提供など、個々の状況にあったきめ細やかな切れ目のない支援に努める。

⇒提言の「子どもの健康増進のための支援」と同じ趣旨。

第4章 子どもを第一に考えるまちづくりの推進

(子どもへのわかりやすい情報提供)

第19条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、子どもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

【解説】

- ・地域社会の一員である子どもが、自分たちに対する支援について「それが何のための支援なのか」を考え、自分の中で答えを出し、意見を言うことは非常に重要である。
- ・市をはじめとする大人たちは、子どもが自分に対する支援や取組みが何のために行われているのかを理解してもらえるよう、分かりやすい言葉遣いや視覚的表現など、子どもの視点に立って伝えることに努める。

⇒新規。

子どもへの支援の周知方法について規定。

(意見表明や社会参加の促進)

第20条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

【解説】

- ・子どもにとって、意見表明を通じた社会への参加は、自己肯定感の育成に重要な意味を持つ。
- ・自分の意見が反映されることで地域社会の一員であることを実感でき、郡山に愛着が湧き、郷土愛の育成につながる。
- ・市をはじめとする大人たちは、自らが行う支援に子どもの意見を取り入れ、尊重することで、社会参加を促し、子どもが主体的に社会活動を行えるような環境づくりに努める。

⇒提言の「社会参画の促進」と「各種施策への反映」と同じ趣旨。

(広報及び啓発)

第21条 市は、子どもへの支援に関する保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

- ・子どもはどういう存在であるかなどといった「子ども観」に対する多様な認識がある中、大人たちの協力・連携を効果的に進めるためには、条例の目的、基本理念を市民共通の認識として醸成することが重要である。
- ・市は、条例について保護者、市民等、学校等関係者及び事業者に関心を持ってもらい、理解を深めてもらうために、市の広報紙やウェブ、報道機関、SNS等を活用した広報・啓発活動を行う。

⇒提言のとおり。

(調査研究)

第22条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じ、調査及び研究を行うものとする。

【解説】

- ・子どもを取り巻く環境は日々変化しており、子どもに関する問題は多様化している。
- ・第16条の解説にもあるとおり、既存の問題に加え、以前では想定できなかった新たな問題が発生するおそれもある。
- ・市は、子どもに関する様々な問題に対して最善の施策を実施できるよう、必要に応じて問題点の整理や支援の適切な対象等の調査、より効果的な手法の研究などを行う。

⇒新規。新たな課題へ適切に対応するため調査研究について規定。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

- ・一般に条例本則の末尾に置かれるものである。
- ・新たな施策を実施する場合等は、必要に応じ市長が規則や要綱などを定める。

⇒解説のとおり

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。